

熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書

基準日 令和8年7月1日

熊本県教育長 様

年 月 日

私は、以下の5点を誓約したうえで、次のとおり申請します。※□に☑をつけてください。

- ☐1 この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ☐2 この申請書に虚偽等の記載があった場合は、熊本県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐3 私は熊本県以外の都道府県に専攻科の生徒への奨学のための給付金の申請は行っておりません。
- ☐4 この申請の対象となる専攻科の生徒は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- ☐5 この申請の対象となる専攻科の生徒の教育費（教科書代、学用品代等）に、受給する給付金を使用します。

フリガナ			☐ 生計維持者（両親）
申請者氏名		専攻科の生徒との関係	☐ 主たる生計維持者（両親以外） ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）
申請者住所	〒	— TEL —	—

【1 対象となる専攻科の生徒について】

フリガナ					
氏 名		生年月日		年	月 日
国籍	☐ ①日本国 ☐ ②日本国以外	国籍が「②日本国以外」の場合に該当する項目に☑をつけてください。			
		③	☐ 特別永住者		
		④	☐ 永住者		
		⑤	☐ 日本人の配偶者等（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）		
		⑥	☐ 永住者の配偶者等（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）		
		⑦-1	☐ 定住者（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）、日本国への永住意思有		
		⑦-2	☐ 定住者（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）、日本国への永住意思無		
		⑧-1	☐ 家族滞在（日本の小中学校卒業し、日本で就労して定着する意思がある）		
		⑧-2	☐ 家族滞在（⑧-1以外）		
⑨	☐ ③～⑧以外の在留資格のうち留学による新入生以外（在留期間（満了日）西暦 年 月 日）				
在学する学校	学校の名称		課程		
	学校の所在地	都道府県	市区町村		
	在学期間	年 月 日 ～ 年 月 日	学年	年	在学中に給付金を受給した回数 回
過去の高等学校等における在学期間	学校名	～ 年 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学時に給付金を受給した回数 回	
	学校名	～ 年 月 日 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学時に給付金を受給した回数 回	

【2 振込口座の届出】

口座振替払	金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	支店名	本店 支店・支所 出張所	金融機関・支店コード			
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	フリガナ				
				口座名義				

※振込口座が確認できる書類（通帳の表紙やキャッシュカード等のコピー）を添付してください。

※申請者以外の者の口座を指定する場合、委任状が必要です。

（裏面も記入してください。）

【3 生計維持者等の収入の状況について】

(1) 次の者の所得確認書類を提出します。基準日（令和8年7月1日）時点で該当する項目に☑をつけてください。

①	☐	生計維持者（両親）2名分
②	☐	主たる生計維持者（親）1名分 ・離婚、死別等により親が1名の場合 ・両親が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、両親の1人の所得確認書類を提出できない場合 等
③	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 主たる生計維持者となる親が存在しない場合（祖父母や兄弟等に養育されている場合 等）
④	☐	生徒本人 ①～③に該当する生計維持者が存在しない場合

(2) 所得確認書類を提出する生計維持者等の氏名、生徒との続柄及び所得割額を記入してください。

氏名	(フリガナ)	生徒との続柄	氏名	(フリガナ)	生徒との続柄
	道府県民税所得割額 ①	円		道府県民税所得割額 ③	円
	市町村民税所得割額 ②	円		市町村民税所得割額 ④	円

住民税所得割額の合算 (①+②+③+④)	円	※①、②、③、④それぞれ100円未満の場合は、切捨て0円として合算 (例1) ①99円、②50円、③20円、④10円の場合は、合算0円 (例2) ①99円、②50円、③180円、④90円の場合は、合算180円
-------------------------	---	--

上記生計維持者等の令和8年1月1日時点の住所（市区町村まで）
※日本国内に住所を有していない場合には、□に☑をつけてください。）

都 道 市 区 府 県 町 村	都 道 市 区 府 県 町 村
☐ 日本国内に住所を有していない。	☐ 日本国内に住所を有していない。

【4 申請区分】 申請内容に該当する項目に☑をつけてください。

申請区分	期間区分	全学年選択可	新入生のみ選択可（年2回の申請が必要となります）	
		☐ 1年間分	☐ 4月～6月分（前倒し給付）	
			☐ 7月～翌年3月分（前倒し給付を受給された方）	
	世帯区分		前倒し給付額	年額給付額
	☐ 住民税非課税世帯 ※住民税所得割額の合算が0円		12,625円	50,500円 ※前倒し給付済みの場合は107,775円
	☒ 家計急変世帯		12,625円 ※住民税非課税世帯相当のみ対象	家計急変の時期により異なります。
	☐ 住民税所得割額の合算が100円～105,500円未満の世帯（新制度） ※対象となる生徒の国籍が①～⑥、⑦-1、⑧-1			16,830円
	☐ 住民税所得割額の合算が100円～105,500円未満の世帯（旧制度） ※対象となる生徒の国籍が、⑦-2、⑧-2、⑨			10,100円
	☐ 住民税所得割額の合算が105,500円～264,500円未満の多子世帯（新制度） ※対象となる生徒の国籍が①～⑥、⑦-1、⑧-1			12,630円
	☐ 住民税所得割額の合算が105,500円～264,500円未満の多子世帯（旧制度） ※対象となる生徒の国籍が、⑦-2、⑧-2、⑨			10,100円
交付申請額		円		

【認定欄】※県記入欄

交付決定額	円
-------	---

記入上の注意

【1 対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校（専攻科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科を除く）、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」、「⑭特定教育施設」の別を記入してください。
- 二 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。
- ホ 高校生等の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労をするものに限りません。

【4 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒が就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者
- ロ (1)①に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(1)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(1)④及び⑤に含まれます。
- (注) 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、高校教育課修学支援班へ相談してください。
- ハ (1)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等又はマイナンバーを添付してください。※課税世帯及び家計急変世帯は、マイナンバー不可。
- 二 (1)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
- (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- ホ (2) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は、課税証明書等を参照の上、記入してください。

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。※学び直しを除く
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- 二 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

振込口座が確認できる書類を添付してください。

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）
が分かる通帳の表紙やキャッシュカードの写し

（※必ず添付してください。）

添付書類の例

※振込口座が確認できる書類（例：ゆうちょ銀行の場合）

記号 番号
11960 1234561
お名まえ

ショウガク ハナコ

株式会社 ゆうちょ銀行
(金融機関コード: 9900)
通帳作成地 東京都千代田区霞が関1-3-2
株式会社ゆうちょ銀行

通帳とお届け印とは、別々に保管してください。

紙税申告納付につき強制
税務署承認済

【通帳・カードを「盗難」または「紛失」された場合は、すぐにカード紛失センターへご連絡ください。盗難・紛失された通帳・カードでのお取引を停止します。】 カード紛失センター 0120-794889

振替() 定期預金() 通常貯金ご利用の上限額 13,000,000円

キャッシュカード 代理人カード デビットカード

定額定期 定額貸付 国債等自動貸付け

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は
次の内容をご指定ください
【店名】 一九八 (読み イチキユウハチ)
【店番】 198【預金種目】 普通預金【口座番号】 0123456

※振込口座が確認できる書類（例：ゆうちょ銀行の場合）

振込口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳の表紙やキャッシュカードの写しを添付してください。

※申請者以外の者の口座を指定する場合は、別途「熊本県奨学のための給付金受領委任状」を提出してください。

申 立 書

1 家計急変事由

以下の項目に該当するものすべてに☑をしてください。

また、該当する事由に応じて（*）の書類等（裏面参照）を提出してください。

- | | | |
|---|--|--|
| ☐ 減収
（*収入見込証明書等） | ☐ 失職（離職）
（*離職票等） | ☐ 被災
（*罹災証明書、減免後の課税証明書等） |
| ☐ 死別・離婚
（*戸籍全部事項証明書等） | ☐ 疾病
（*診断書等） | ☐ その他（ ） |

2 申立内容

枠内に保護者等の家計急変に至る事由を記入してください。

（いつから、どのような理由で、保護者等の収入にどのような影響があったのか等）

【例】保護者等2人ともに家計急変事由（失職、疾病）がある場合

（申請者名）は2026年7月28日に発生した令和8年熊本地震の影響により勤めていた会社が倒産し、8月から収入がなくなった。現在は再就職しているが、昨年度に比べて給与が低く、今後しばらくは収入が回復しない見込み。

（配偶者名）は2026年7月28日に発生した令和8年熊本地震により負傷し（傷病名）と診断された。10月末まで休職のため減収する。

申請者氏名

年 月 日

会社名

代表者名

印

- ※ 収入減及び疾病等による休職の場合は、お勤め先に証明を受けてください。
- ※ 個人事業主の方は、代表者として証明をしてください。

家計急変事由別の添付書類例

☐ 減収

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額及び扶養親族の人数が確認できるもの)
- ・(給与所得者の場合) 家計急変後の給与所得見込証明書(減収が発生した月から向こう1年間分)(※)
提出できない場合は、家計急変後の会社発行の給与明細(減収が発生した月から3ヶ月分)
- ・(事業所得者の場合) 急変後向こう1年間の事業所得見込証明書(※) 及び直近の確定申告書のコピー
※減収の発生が前年の場合、今年の1月から12月の(給与・事業)所得見込証明書を提出してください。

☐ 失職(離職)

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額及び扶養親族の人数が確認できるもの)
- ・離職票2又は雇用保険受給資格者証(離職日、離職区分(離職コード)が確認できるもの)
※対象離職区分(離職コード)
1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)
なお、上記の離職区分以外でも、病気やけがを原因とした失職は、疾病で申請できることがあります。
- ・離職後に再就職している場合は、会社発行の給与見込み証明書(向こう1年間分)
提出できない場合は給与明細(3ヶ月分)

☐ 疾病による減収・失職

減収又は失職と同様の提出書類に加え、以下を提出してください。

- ・診断書(※) 又は通院の事実がわかる書類(3ヶ月分)
※診断名、就労困難期間(R8.8月～R8.12月等具体的な期間。回復の目途が立たない場合はその旨を記載してあるもの)

☐ 死別・離婚

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・戸籍全部事項証明書(親権者と子が確認できるもの)
※家計急変後の所得を確認する書類は不要です。

☐ 被災

- ・申立書
- ・所得課税証明書
※減免前と被災に伴う減免後の2種類
- ・罹災証明書

家計急変の事由や内容によって、必要な書類は異なります。
家計急変での申請を検討されている方は、高等学校等へお尋ねください。
上記以外にも書類の提出を依頼する場合があります。

収入実績・見込証明書 (家計急変・給与収入用)

住 所

氏 名

既に支払われている給与等についてはその実績額、未払いの分については見込額を記入してください。

雇 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
支 給 形 態	(月給・日給・時給・その他) 円		
月 別	給 与	諸 手 当	支 給 総 計
令和 年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
その他			
合 計			

※支給総額については、社会保険料、税控除前の金額を記入してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

住 所

事業所名

代表者名

印

診 断 書	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
病 名	
摘 要	
上記の通り診断する。 令和 年 月 日 住所	

記入例

診断書	
住所	
氏名	
生年月日	
病名	
摘要 令和〇年△月×日上記発症。同日より現在まで当院に入院加療中である。〇月〇日に手術予定。術後3か月間の入院期間、退院後3か月間の自宅療養およびリハビリテーション実施を要するため、×月×日まで就労困難な状態である。 【記入事項】 - いつから発症したか - 現在の症状 - いつからいつまでが就労困難か（見込みが立たない場合は、今後向こう1年間の就労の可否を記入してください。）	
上記の通り診断する。 令和 年 月 日 住所 〇〇市△△町1-2-3 〇〇病院 医師 〇〇 〇〇	

令和 年 月 日

制服の再購入に係る誓約書

熊本県教育長 様

申請者住所：

申請者氏名：

下記の者について、着用を義務付けられている制服が、令和8年7月28日に発生した令和8年熊本地震により喪失（毀損）したことを誓約します。

対象生徒氏名	
在学する学校の名称	
対象生徒との関係	

制服の再購入に係る証明書

当校では生徒に制服の着用を義務付けており、今後の学校生活に支障が生じることから、上記の生徒については、再度、制服の購入が必要であることを証明します。

令和 年 月 日

〇〇高等学校
学校長